

関東地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者の皆様へ

★経営事項審査の運用について

関東地方整備局管内9都県（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の経営事項審査における運用について、以下のとおりお知らせします。

令和6年4月では運用の変更は行いませんでした。関東地方整備局の主な運用（抜粋）を下記のとおりお知らせします。

【関東地方整備局の主な運用（抜粋）】

○技術職員名簿の講習受講について

講習受講「1」の技術職員は、次の書類を毎回提出してください。

- ① 監理技術者資格者証
- ② 監理技術者講習修了証

※監理技術者資格者証の裏面に記載されている場合は、裏面の写しを提出確認資料が不鮮明で読み取れない場合や要件を満たしていない場合、**職権訂正により（補正の連絡なく）講習受講を「2」とする場合があります**ので、次の要件を満たしているか必ず確認してから提出してください。（提出する前に、記載されている内容が確認できるようにコピーされているか確認してください。）

【要件】

- ・初回交付日が審査基準日より前の日付であること
- ・有効期限が審査基準日より後の日付であること
- ・有する資格1級国家資格相当であること
- ・建設業の種類の有無で、技術職員名簿に記載した業種に「1」とあること
- ・講習修了した日が審査基準日以前の日付 かつ **審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内**に含まれていること

○技術職員名簿の有資格区分変更等申出書の提出方法が必要です

有資格区分を変更したときに、「技術職員名簿の有資格区分変更等申出書（参考様式）」を提出いただいておりますが、**令和4年4月からは様式が変更となり、有資格区分の変更した場合だけでなく、変更がない場合も提出**いただくことになりました。

◎様式は、HP上に掲載しています。

※当面の間は、旧様式で提出された場合でも申請書は受け付けます。

○許可替えの場合は、前年受審時の技術職員名簿を提出してください

知事から大臣へ建設業の許可替えをされた場合、前年（前回）、受審した時の技術職員名簿の写しを提出してください。なお、許可替えの場合においても、前回受審時と有資格の変更がない場合は、資格に関する確認資料の提出は不要です。

○標準処理期間（申請書から結果通知書を発行するまでの期間）

関東地整に申請書が届いてから補正期間を除いて5週間程度です。繁忙期（7月～10月）においては、8週間程度です。（どちらも受付週と補正期間を除きます。）

申請件数等の状況によって異なる場合もありますので、予めご了承ください。

○技術職員名簿に掲載する技術職員の資格に関する確認資料について

技術職員名簿に掲載する技術職員の資格に関する確認資料については、次の技術職員とし、前回申請時と資格を変更していない技術職員については、提出不要です。

- ① 新規に掲載する技術職員（=新規掲載者）
- ② 有資格を追加、変更した技術職員

○申請書類の受付及び不備への対応について

経営事項審査の申請書については、原則、郵送で受付とさせていただいておりますのでご協力をお願いします。

なお、申請書類に不足があった場合は、不足分が提出されるまで受け付けません。

郵送で提出する場合は、記録の残る方法（簡易書留やレターパック等）で送付してください。やむを得ず、持参により提出する場合は、受付のみ行います。（予備審査は行いません。）

○工事経歴書に添付する契約書等について

提出する工事経歴書に記載された工事のうち、元請・下請関係なく金額の大きい3件分を提出してください。（工事経歴書は、各業種ごとに提出してください。）

○001,002 及び 099 資格の技術職員名簿一覧表

申請書の若年技術職員（35歳未満）の該当者のみ記載してください。35歳以上の方は該当者であっても記載は不要です。若年技術職員（35歳未満）がない場合は提出不要です。

◎様式は、HP上に掲載しています。

○結果通知書の送付先について

申請書の「代表者または個人の氏名」に記載された方へ簡易書留にて郵送します。委任状が添付された場合であっても基本的には受任者ではなく委任者へ送付させていただきます。